

「カラカス会社」の素描

中 川 和 彦

I はしがき

筆者はラテンアメリカ諸国の会社法を研究対象としており、その原点であるスペインにおける会社法制の沿革、さらに、その商法典制定前の状況にも強い関心を抱き、その解明にも努めてきている。そして、その一環として、「ビルバオ条例」制定（1737年）の頃の、その地方における会社の実態を別稿で素描した¹⁾。その論稿で、「条例」の制定前から、ビルバオを中心に活躍していた商人たちの間で、複数人が協力して、事業を進めることが行われており、現在、スペイン商法に規定されている合名会社、合資会社などに相当するものがかなり存在していたことを明らかにした。

ところで、現在、会社の主流をなす株式会社について、無論、これは、スペインでも、ラテンアメリカ諸国でも、もっともよく利用されている会社形態である。一般に、株式会社の先駆をなすのは、オランダ東インド会社（1602年の特許状により設立）に代表されるような交易会社あるいは拓殖会社と言われ、通説である²⁾。それは、インド、アメリカへの新しい通商路の発見、開拓に巨額の資金を必要としながら、危険が増大した事情もあって、それまでの関係商人の出資では不十分であり、比較的小額の出資を集め、大資本にまとめる新たな企業形態としての登場したものであった。しかし、スペインは、新大陸の「発見」、航路の開拓に先鞭をつけたにもかかわらず、交易会社、開拓会社の設立が遅れる。それは、植民地経営、あるいは交易が、当初、国家あるいは王室の主導で行われたためである。やがて、17世紀に入ってから、交易会社の設立が企画されるが、論議に

「カラカス会社」の素描

終始し、具体化されたのは一件のみで、それも短命で、成功例ではなかった³⁾。やっと、18世紀に入ってから幾つかの交易会社が設立された。ホンジュラス会社(1714年)、カラカス会社(1728年)、フィリピン会社(1733年)、ガリシア会社(1733年)などである⁴⁾。そのなかで、50年以上も存続し、経営的にもかなり成功していたのが、いわゆる「カラカス会社」である。

「カラカス会社」はビルバオに隣接するギブスコアの商人たちが設立した会社である。本稿は、この「カラカス会社」を素描し、若干の考察を試みようとするものである⁵⁾。

- 1) 中川和彦稿「18世紀スペインのビルバオ地方における会社の実態(その1)」『成城法学』69号(平成14年12月), 235ページ以下。
- 2) 大塚久雄『株式会社発生史論—個別資本の歴史的研究 第一部』(昭和29年, 中央公論社), 大隅健一郎『新版 株式会社法変遷論』(昭和62年, 有斐閣)。
- 3) それは1628年に設立され、1633年に消滅し、わずかに5年存続したにすぎなかった「東インド会社」である。Santiago Hierro Anibarro, *El Origen de la Sociedad Anónima en España. La Evolución del Asiento de Avería y el Proyecto de Compañías de Comercio de Olivares (1521-1633)*, 1998, Madrid (Editorial Ténos, S. A.). p. 176 y sigtes.,
- 4) Jaime Vicens Vives, with collaboration of Jorge Nadal Oller, Translated by Frances M. López-Morillas, *An Economic History of Spain*, 1969, Princeton, N. J. (Princeton University Press), p. 572.
- 5) もっとも、手持ちの資料、文献は多くない。長年にわたって集書に努力したにもかかわらず、手許にあるのは、下記のみである。
 - (1) Roland Dennis Hussey, *The Caracas Company 1728-1784, A Study in the History of Spanish Monopolistic Trade*, 1934, Cambridge (Harvard University Press).
 - (2) Raquel Rico Linage, *La Reales Cmpañías de Comercio con América, Los Órganos de Gobierno*, 1983, Sevilla (Escuela de Estudios Hispano-Americanos de Sevilla).
 - (3) Monserrat Garate Ojanguren, *La Real Compañía Guipuzcoana de Caracas*,

「カラカス会社」の素描

1990, San Sebastian (Sociedad Guipuzcoana de Edicione y Publicaciones).

- (4) Alfonso F. González González, *La realidad económica guipuzcoana en los años de superación de la crisis económica del s. XVII (1680–1730)*, 1994 (Diputación Foral de Gipuzkoa).

II 「カラカス会社」設立の事情

1 「カラカス会社」は、1728年9月25日付け「コンパニア・ギブスコアナ・デ・カラカスの設立に関する勅令」(Real Cédula de Fundación de la Compañía Guipuzcoana de Caracas)⁶⁾により設立された会社であり、その名称は、正確には、「リアル・コンパニア・ギブスコアナ・デ・カラカス」という。「リアル」は設立が王国の特許によったことを意味する。「コンパニア」は会社の意味であり、「ギブスコアナ」とは、ギブスコア地方の商人が多く、この会社に参加していることからその地方の名が会社の名称に付されたのであり、「カラカス」は、対カラカス交易がこの会社の主たる事業として予定されていたことを示す。その設立は、ビルバオ条例の制定よりも前で、無論、商法典の制定(1829年)の遥か前であり、当然のことながら、その頃、会社に関する一般的の規定もなく、勅令による設立は、いうまでもなく、特許による設立であった(会社の設立に関する特許主義)。

次に、この会社の設立の事情というか、背景を瞥見しよう。なお、この会社を、英米の研究者、およびスペインの一部の研究者は「カラカス会社」と呼ぶ。それに対して、スペインの一部の研究者、およびベネズエラの研究者は、その本来の正確な名称に従って、「コンパニア・ギブスコアナ」と呼ぶ。本稿では、格別の理由があるわけではないが、英米、スペインにおける読み方にならって、「カラカス会社」の呼称を用いることにする。

2 スペインでは、18世紀を交易会社あるいは拓殖会社設立の最盛期と

「カラカス会社」の素描

呼ぶことがある⁷⁾。それはハプスブルグ王朝からブルボン王朝への王朝の交替と無関係ではない。

1700年、スペイン国王カルロス2世 (Carlos II) が後嗣なく逝去、遺言で、フランス国王ルイ14世の孫、フィリップを後継者に指名する。このフェリペ5世 (Felipe V) の即位がいわゆる「スペイン王位承継戦争」を引き起こすが、同時に、ハプスブルグ王朝からブルボン王朝への交替が大きな変革をスペインにもたらす。

スペイン史において黄金時代といわれることがある。黄金時代とは最盛期のことで、その時代の区切り方はまちまちであるが、あらまし16世紀初頭から17世紀中頃までの1世紀半を指しているようである⁸⁾。しかし、17世紀に入ってから、とくにその世紀の後半は、経済面あるいは政治面では、スペインにとり、むしろ衰退、停滞の時代であった。

大西洋、カリブの海域に限ってみても、1588年、いわゆる「無敵艦隊」が壊滅し、英仏の私掠船がカリブ海を跳梁し、1655年、イギリスはジャマイカを占領、1671年、イギリスの海賊モーガンがパナマを攻撃、徹底的に破壊し、フランスは小アンティール諸島の島々を次々に占拠し、やがて、サント・ドミンゴ島 (コロンブスが最初に植民したヒスパニョーラ島) の西部を占領し、1697年、スペインから正式に譲り受ける (現在のハイチ共和国)。しかし、1670年のマドリッド条約により、イギリスは私掠船にたいする支援を中止し、他方、フェリペ5世の王位継承により、西仏間の制海権をめぐる争いも減少する。その結果、少なくとも表面的には、新大陸植民地は平和と安定を回復した様に見える⁹⁾。

3 ブルボン王朝の統治の下に入った18世紀のスペインでは、人口は増加に転じ、商業、家内工業も活況を呈し、その経済は立ち直りつつあった。このような状況において、王位に就いたフェリペ5世の政権は一連の徹底した改革を押し進めようとする。これに、フランスから啓蒙主義の影響を

「カラカス会社」の素描

受けた新しい思想が入り、当然のことながら、改革の必要という考えが起ってくる¹⁰⁾。しかし、変革の進行は簡単ではなかった。それまでの、ハプスブルグ王朝の下での経済活動の慣行、独占構造の考えが依然として根強く残っており、さらに、コルベール流の重商主義的な考えに対する憧憬のようなものもあった。これに対して、自由経済の考え方も根づきはじめていた¹¹⁾。この考え方の変化が、対アメリカ交易におけるカディス、セビリャの独占を打破し、対アメリカ交易に特許会社にせよ、企業の参入を認めることになっていく。

4 スペインというより、カスティーリャの王権は、当初から、インディアス（アメリカ）との商業交易を自己の財政上の利益のために統制をはかった。そのため、1503年、インディアスとの交易商品を、セビリャ港で船積みし、陸揚げすることを義務づけ、セビリャに通商院を設置し、インディアスとの交易をその監督下においた。さらに、セビリャの商人の要請にこたえて、その他にコンスラードを1542年に設置する。これは、その他の特権商人の同業組合であり、通商院の委託を受けて、インディアスとの交易の統制、規律にあたったのみならず、種々の租税公課の徴収の代行にもあたった。しかし、16世紀に入ってから、オランダの独立、イギリスの台頭、加えて、海賊の跳梁もあって、スペインは、大西洋を航行する商船の保護のため、護送船団方式を採用し、これを義務付ける（いわゆる「フロータ制」）。しかし、17世紀の末、この護送船団は衰退し、定期的の発航は激減する¹²⁾。

5 王朝の交替により王位を継承したブルボン王朝政権は、前述したように改革を進めようとする。その対象のひとつは「アメリカ」であった。いわゆる「王位継承戦争」でスペイン、フランスはイギリスに敗退し、大西洋の制海権を失ったこともあって、アメリカの植民地を奪われることを

「カラカス会社」の素描

スペインは危惧したのである。「アメリカを奪われな」が、その頃、合い言葉となっていたと言われる。そのため、植民地の行政組織、経済組織についても抜本的な改革がなされる¹³⁾。本稿ではその詳細に立ち入らない。経済組織における改革についてのみ触れると、自由貿易を促進すべく、セビリャ商人の特権を取り上げ、植民地貿易の独占を廃し、私商人の植民地貿易、および植民地間の貿易を許すことになっていく。このような経済面における政策の変更の実施において、「カラカス会社」の特許はその路線の改革のなかで実現されていったのである¹⁴⁾。

6 ところで、1682年、スペインの東北部の港町、サンセバスティアンにコンスラードが設置された。サンセバスティアン (San Sebastian) は、ビルバオの東方のフランスとの国境に近い港町で、現在、バスク地方のギプスコア県の県都である。ギプスコア県の人口は70万に達しないから、サンセバスティアンの市自体、決して大きくない¹⁵⁾。

17世紀にコンスラードの設置が認められたことは、その市がビルバオ(1511年にコンスラード設置)¹⁶⁾に次いでその地方の中心であったからであろう。しかし、当時、50年後に、「カラカス会社」の設立により、対アメリカ交易、ベネズエラとの取引に、よもや、従事することになると、考えた人は、サンセバスティアンのコンスラードの関係者、またその地の商人のうちにはいなかったようである。その頃、コンスラード関係者の中で論議され、摸索されていたことは商圏の拡大であった。近隣のビルバオ、ブルゴスのコンスラードでも、対アメリカ交易への参入は話題になっていなかった¹⁷⁾。イベリア半島の東北部に位置する港湾都市として、イギリス、フランス、北海沿岸都市との交易の拡大が彼等の念頭にあったものと思われる。

7 他方、フェリペ5世政権は、即位後間もない1702年に、スペイン全

「カラカス会社」の素描

土の都市に対して商業活動の回復のための提言を命ずる。そして、これに並行する形で、それまでの「通商審議会」(Junta Comercio)を改組し、「商業再建審議会」(Junta de Restablecimiento del Comercio)を設置する。この改組された審議会には、インディアス諮問会議のメンバー、カステイーリヤ諮問会議のメンバーなどの政府高官のみならず、商人の代表、さらに、フランスから国王に扈従してきた人たちも若干加わっており、積極的に改革、商業の活性化に取り組んだようである。もっとも、商業、交易の再建、振興の諸策については、インディアス諮問会議などの諸機関でも多くの提議があり、論議されたが、それまでのハプスブルグ的の考え方が残っており、また、フランスの参加に対する危惧もあり、慎重論というか、消極的な論議が大勢を占める¹⁸⁾。

8 前述したように、商業再建審議会あるいは国王の宮廷にいろいろの提議がなされていたが、その中の一つが1714年のいわゆる「ホンジュラス会社」である。提議者というか、発起人の中心人物は、モンテサクロ侯爵デ・サラテ・イ・ムルガ(Diego de Zarate y Murga, marques de Montesacro)である。侯爵は、当時、実業界では目立つ存在であったと言われる。侯爵の企画は船舶、その艀装、商品などの調達について出資を募り、帰港後、利益を出資に応じて配当するというもので、いわゆるジョイント・ストック・カンパニーに相当するものであった。1714年2月、国王は侯爵の提議を裁可し、その年の末、船舶の1隻はホンジュラスに、1隻はカラカスに向けて出帆する。しかし、二隻とも、目的地に到着後、現地の官憲とトラブルを起こし、積み荷の商品の売り捌きにも失敗する。中米の、また、ベネズエラの市場は狭小であった上に、外国(フランス船)との価格競争もあった。出資者、とくに国庫からの出資との関係で、ホンジュラス会社はココアをベラクルス港に輸送する特許を受け、さらに、ベラクルス港からスペインへの復航で利益を得る。しかし、本来の事業目的からみれば、こ

のホンジュラス会社は失敗であった¹⁹⁾。

9 ベネズエラの市場が狭小であった、と記したが、別の意味では、ホンジュラス会社がベネズエラを対象に選んだことは意義のあることであった。ベネズエラの土地は豊饒であり、アメリカにおけるスペイン植民地において潜在的な富を有する地域であった。しかし、征服期を過ぎると、その地は忘れ去られた形となり、スペイン本国から関心を払われることがなくなった。その経済は、16世紀、17世紀にわたり停滞し、自家消費用の農業、小規模の鉱業、牧畜にとどまっていた。ベネズエラ経済の発展がスペイン本国の注目をひく、とくにその製品のスペインへの輸出が目立つようになったのは18世紀に入ってからであり、主要な輸出品目は金、銀、カカオ、煙草、獣皮、インディゴ（藍染料）であった²⁰⁾。

10 ここで、カカオについて簡単に触れておこう。現在、多くの者が好んで口にするチョコレートはカカオから抽出される。カカオはメキシコ、グアテマラが原産地で、カカオ豆は先住民の間では、その頃、貴重品で、貨幣の役割も果たしていたと言われる。メキシコを征服したエルナン・コルテスは、スペイン国王カルロス1世（カール5世）宛ての書簡にカカオ飲料の美味を記述している、という。カカオ豆をスペイン人が持ち帰るが、その飲料は珍味、高価で、当初、もっぱら貴族が賞味していたにすぎない。17世紀の始め、スペインでその嗜好の記述が当時の書物に登場し、やがて、ヨーロッパに普及していく。そして、17世紀の中頃、フランスで、さらに、数年遅れてイギリスでも知られ、ある程度、普及したようであったが、高価で、大衆が日常に飲用できるものではなかった²¹⁾。

17世紀に入り、ベネズエラが主要な産地となった。しかし、ベネズエラの沿海のキュラソーを1634年にオランダが占領し、その島を根拠地とするオランダの船舶（スペインからみれば、密輸船）がカカオ交易に従事し

「カラカス会社」の素描

ていた。18世紀の始め、ベネズエラのココア生産量はおよそ65000キントル（1キントルは100ポンド）であったが、そのうち、スペイン、ベラクルス（メキシコ）、サント・ドミンゴ、およびカナリー（諸島）に輸出されたのは21000キントルにすぎず、残りの3分の2は密輸されていたのである。その頃、戦争（王位継承戦争）の事情もあって、ベネズエラへのスペイン交易船の来航が皆無に近く、現地の人々は生活必需品の入手を密輸に頼らざるを得なかったこと、また、現地官憲の密輸の黙認に見られるような規律の弛緩、士気の低下も一因であった²²⁾。ともかく、この状況は、当時、財政難に苦しんでいたスペインの歳入不足を考えると、放置できない問題であり、この事情が本国の中央でも明らかになると、その対策として、ココアの交易をスペイン側で実施する、密輸を排除することが課題となる。これが、「カラカス会社」設立のきっかけとなっていく。

- 6) この1728年の勅令は次に収録されている。Rico Linage, *ob. cit.*, p. 572.
- 7) Vicens Vives, *An Economic History*, p. 572.
- 8) この言葉は、スペインではよく口に出されるが、明確な定義はないようである。しかし、一般には、文芸の視点に立つ考え方として、古典とされている『セレスティーナ』が刊行された1499年から、画家のムリーリョの没年である1682年までの時代をいう。これに対して、政治、経済の面からみる立場は、ハプスブルグ王朝の基礎が安定した1525年から、オランダの独立の承認（ウェストファリア条約）によりスペインの覇権に幕がおりた1648年までの時代をいう。小林一宏、「〈歴史〉近代スペインの誕生」（林屋永吉ほか『スペイン黄金時代』（1992年、日本放送出版協会）、36ページ以下、参照。
- 9) 井澤、泉、中屋監修『ラテン・アメリカの歴史』（昭和39年、中央公論社）。167ページ以下、参照。
- 10) J, ビセンズ・ビベス（小林一宏訳）、『スペイン—歴史的省察—』（昭和50年、岩波書店）、152ページ以下。
- 11) Vicens Vives, *An Economic History*, p. 566.

なお、経済活動の自由を考察したアダム・スミスの『諸国民の富』は1776年出版されているが、スペインでも、英語の原典、またフランス語訳が広

「カラカス会社」の素描

く読まれたようである。

- 12) 中川和彦稿「セビーリャの通商院とヌエバ・エスパーニャのコンスラードについて—商事裁判管轄権をめぐって—」成城大学『経済研究』151・152合併号（平成13年3月），37ページ以下。
- 13) Vicens Vives, *An Economic History*, p. 540.
- 14) 井澤ほか，前掲書，169ページ。
- 15) *Atlas de España*, 1996, Barcelona (Editorial Planeta, S. A.) p. 108.
- 16) 中川和彦稿「ビルバオ条例（1737年）の素描」『成城法学』67号（2001年7月），3ページ。
- 17) Garate Ojanguren, *ob. cit.*, p. 12.
- 18) Hussey, *op. cit.*, p. 38 et seq.
- 19) Hussey, *op. cit.*, p. 45 et seq. ; Garate Ojanguren, *ob. cit.*, p. 17 y sgtes.
- 20) Venezuela, in (“*Historical Dictionary of the Spanish Empire, 1409-1975*” Edited by James S. Olson. 1992, New York ; Greenwood Press,) p. 625.
- 21) Edward B. Sisson, Cacao, (“*Historical Dictionary*”,) p. 127 et seq.
- 22) Hussey, *op. cit.*, p. 57 et seq.

III 「カラカス会社」設立とその事業の展開

1 「カラカス会社」の正確な名称が示すように、サンセバスティアンを中心とするギブスコア地方の有力な商人の出資により設立される。その地方は、スペインの北東部、フランスに隣接する地域であり、事業の目的である交易の対象の地、ベネズエラとは、スペインではもっとも遠隔である。前述したように、サンセバスティアンにコンスラードが設置された頃、対インディアス取引に従事するようになるとは、まったく関係者は夢想もしていなかった。

2 ところで、バスク地方は、スペインの他の地方と比べて商取引に有利な立場にあった、といわれる。まず、バスク地方は、スペインの他の地方ほどには、海運が衰退していなかった。また、バスクはフエロ（都市特許法）²³⁾によりヨーロッパにおける取引の自由を享受していた。さらに、バ

「カラカス会社」の素描

スク人は、商人も含めて、忍耐強く、勤勉、精力的、決断力があり、その船乗りはニューファンドランドなどの遠洋で鍛えられていた。そして、ギブスコアは、バスクのなかでも抜きんできていたのである。バスク人、あるいはギブスコアの人々の長所はともかく、ギブスコアないしサンセバステイアンのコンスラードが、当初、目指していたのは、(セビリヤからコンスラードが移転していた) カデイスの商人の特権の撤廃、ココア交易、港湾の負担の公平化で、これらの目標を達成した頃から、ベネズエラ交易の会社設立の動きが始まったようである²⁴⁾。

3 正確な日時は判然としないが、1727年、ギブスコア県はアギーレ(Felipe de Aguirre)を代表に任命し、彼にマドリードの宮廷との交渉にあたらせる。アギーレは、王の寵臣であったパティーニョ(José Patino)神父²⁵⁾に陳情する。この陳情をうけて、スペインにおけるカカオ供給の改善、密輸の廃絶、などの必要性を考慮し、通商審議会で慎重な審議の後、国王は陳情を受け入れ、勅令をもって、1728年9月25日、「レアル・コンパニア・ギブスコアナ・デ・カラカス」いわゆる「カラカス会社」の設立を特許する²⁶⁾。

この勅令は、全文18項目からなり、かなり長い、もっぱら会社の設立の目的でもある事業の内容を詳細に指示するものであった。会社の組織については触れておらず、会社の定款の内容に相当するその経営組織、統治機構については、同じ年の11月17日に開催された県の総会で規則が定められている²⁷⁾。

4 勅令で指示された事業の内容は次のようであった。

会社は、毎年、武装した商船を2隻、カラカスに向けて発航させ、ギブスコアの港湾で、商品を船積み出来、その内容に制限はなく、カラカスの管轄区域内で通商の自由を有する。往路について、カデイスに寄港の必要

「カラカス会社」の素描

なく、帰路のみ寄港の義務がある。しかし、独占権の付与の記載は拒否された。さらに、沿岸警備、密輸船の取締りにあたるのが義務づけられ、オリノコ河からリオ・デ・アチャ河までの海域での密輸船拿捕の権限を付与された。拿捕した船舶、その積み荷の売却代金の分配の比率も定められた。また、現地における交易の細かい条件、現地の官憲の側の協力も定められ、「会社」は国王の保護の下にあるものと宣言された。しかし、前述したように、会社の組織については、会社そのものの規定（「規則」）に委ねられた²⁸⁾。

5 こうして「会社」の形は作られたが、問題はその中身であった。「会社」の設立準備の中心人物であったアギーレは資本の調達に苦勞する。長い戦乱の後だけに、スペインは金不足であった。外国人の出資まで、一時考えられたが、国益から、その意見は取り上げられず、調達出来た資本金をもって、会社は発足する。そして、1730年7月、2隻のフリゲートが、3ヶ月後にもう1隻のフリゲートが発航する。3隻とも、無事にカラカスに到着するが、現地の状況は決して歓迎一色ではなかった²⁹⁾。

「カラカス会社」の事業に不満を持ったものの第一は、少数であったが、カラカスを支配していたグループであった。かつて、スペイン本国が煙草の専売に踏み切ったとき、事前に協力を打診というか、根回しを受けたことがあったからである（1621年）。彼らはカカオの大生産者であり、カカオをベラクルスに輸出する船団も支配していた。ところが、本国から事前の打診はなく、だしぬけに進出してくる形の「会社」の動きは彼らの利権を侵害するおそれがあり、アユンタミエントを介して反対を表明する。次に、外国人の反対。まず、それまでカカオの輸出を始めとして、密輸に従事していたオランダ人にとり、「会社」の進出は死活問題であり、当然、妨害活動を行う。ついで、アシエントの権利を保有するイギリスの奴隷商人の反対の動きである。彼らはユトレヒト条約によりこの権利を取得した

のであるが、奴隷の輸送に便乗して、多くの商品も持ち込んでいたのである³⁰⁾。

6 「会社」の船団は、カラカスの外港、グアイラ (Guaira) に到着すると³¹⁾、鉄製品、シャベル、斧、釘、火薬、医薬品、紙、書物、などの積み荷を陸揚げし、倉庫を設置すると、次に、沿岸警備、さらに、スペインに持ちかえる商品、すなわち、カカオの買い付けを始める。「会社」の第一回の買い付け量は8万ファネガで、カラカスで10ペソのものが、スペインでは45ペソで売れ、「会社」の利潤は莫大であった。当初の3年間、「会社」は出資者に2割の利益配当をした程である。さて、密輸の取締りは「会社」に課せられた義務の一つであったが、その厳格さは摩擦を起こす。一つは、イギリスの奴隷取引に従事する交易会社と緊張状態を引き起こす。今一つは、密輸船の摘発における被疑者の過酷な取り扱いであり、現地の住民の間で「会社」に対する敵意を醸し出す³²⁾。密輸商人であった通称アンドレソト (Andresoto) を首領とする元奴隷、先住民、一部白人の反乱? も、「会社」に対する反感が原因であったが、1733年に鎮圧され、首領たちはキュラソーに逃亡する³³⁾。

1732年、「会社」は、沿岸警備、密輸の負担が過大であると陳情し、その代償と言う訳ではないが、カラカス地域の通商免許を他に付与しない、との特許を受けた³⁴⁾。

7 カカオの価格は低下していくが、「会社」は煙草、革などの取引にその営業範囲を広げ、1741年、その利益配当は3割を上回った³⁵⁾。しかし、間もなく、かげりが見え始まる。その原因の一つは、1739年にスペインが参加したオーストリア継承戦争の影響であり、イギリス海軍に「会社」の船舶が9隻も拿捕されるなど、大きな損害を受ける³⁶⁾。今一つは、大規模なカカオ生産者および商人との紛争を始めとする、クリオーリョ対ペニンスラードの対立である。同じスペイン人でありながら、本国からの出向

「カラカス会社」の素描

者である高級官僚、大商人であるペニンスラードは、現地に定住するクリオーリョに優越する立場にあり、差別する。この対立は、スペイン領植民地の各地でみられた現象であり、やがて、ラテンアメリカ独立の遠因となる。ベネズエラでは、「会社」の強引とみられる姿勢がペニンスラードの態度と重なり、さらに、「会社」による市場独占に対する不満が加わり、1749年、レオン (Juan Francisco de León) が率いる反乱が起こる。この反乱には、クリオーリョが多数参加し、状況は「会社」側に不利に動き、植民地統治政府はこれに対応できず、総督が更迭され、「会社」は、一時、ベネズエラから撤退する。しかし、500の兵の増援を受けた新総督に反乱は鎮圧され、レオンはスペインに囚人として護送される。しかし、結局、「会社」の独占権が否定され、カラカスのクリオーリョにも「会社」への出資を認める、という「会社」側のある程度の譲歩で紛争は終結する (1751年)³⁷⁾。

8 この紛争の決着をもって、「会社」は、ベネズエラ人の株主の参加を受け入れ、1751年、「会社」の本部は、サンセバスティアンからマドリードに移転し、「会社」は第二期に入る。その頃から、「会社」はゆるやかな衰退に向かう。この傾向は、1770年代から顕著となる。しかし、カラカスの商人たちは、「会社」の倉庫の利用も許され、ベネズエラの経済は繁栄し、カラカスは、スペインの経済、政治の有力な中心地の一つと目されるようになっていく³⁸⁾。

第二期に入り、カカオの価格の安定もあって、「会社」は5パーセントの利益配当を維持する。そして、武器工場、織物工場、製粉工場、酒の醸造所の設置など、事業の多角化を進め、奴隷貿易にまで出資する。これら新事業の工場をスペイン本国に展開する。しかし、スペインの経済、通商の自由化の声が高まりつつあるなかで、植民地の農産物、とくに、カカオの価格の下落、さらに、「会社」の本拠地でもあるビスカヤ地方の鉄製品とスエーデンの鉄製品との競争という新たな事態、経営環境の変化に「会

社」の経営陣は対応できない。そういう状況で、イギリスとの二度の戦争（1761年、7年戦争にからんで西英戦争、および1779年、米国の独立を承認し、対英宣戦布告）に遭遇し、「会社」の経営、存続が困難となり、株主総会で、会社は「フィリピン会社」への編入を決議し、1785年、「会社」は消滅する³⁹⁾。

- 23) 中川和彦『ラテンアメリカ法の基盤』（2000年、千倉書房）、147ページ以下、参照。
- 24) Hussey, *op. cit.*, p. 59 et seq.
- 25) パティエーニョはイエズス会士で、ミラノ出身、フェリペ5世に扈従してスペインに来た、国王の側近の一人であった。1670年生まれであったから、その頃、50台の後半であった。Julian Viejo Yharrassarry, PATINO, José (1670-1736), en (*"Enciclopedia de Historia de España dirigida por Miguel Artola, IV Diccionario biográfico*, 1991, Madrid : Alianza Editorial), p. 660 y sgte.
- 26) Hussey, *op. cit.*, p. 60.
- 27) この勅令および規則は下記が収録する。
Rico Linage, *ob. cit.*, p. 265. y sgtes.
- 28) Hussey, *op. cit.*, p. 61 et seq.
- 29) Hussey, *op. cit.*, p. 65.
- 30) Antonio Arellano Moreno, *Breve Historia de Venezuela 1492-1958*, 1974, Caracas, p. 106.
- 31) 南米チリの民法典を起草し、チリ大学の初代総長であったベリヨはカラカス出身で、カラカス在住の若年の頃、その母国、ベネズエラの略史を著述しているが、そのなかで「会社」の船舶の到着に触れている。この船団の到着がその国の歴史の流れのなかでも、一つの事件であったのであろう。もっとも、本稿の本文で取り上げている、アンドレソトとレオンの反乱について記述していない。略史執筆の頃、ベリヨは植民地政庁に勤務する下級官僚であり、遠慮があったのであろうか。それとも、レオンがベリヨと同じカナリー出身者であったことから、叙述を逡巡したのであろうか。
Andrés Bello, *Resumen de la Historia de Venezuela*, en (*"Obras Completas"*, XXII : *Historia y Geografía*, 1981, Caracas : La Casade Bello), p. 48.
- 32) Guillermo Morón, *Historia de Venezuela*, Sexta Edición, 1974, Caracas (Italgáfica), p. 195 : Hussey, *op. cit.*, p. 67.
- 33) Morón, *ob. cit.*, p. 199 y sgte. ; Hussey, *op. cit.*, p. 66.

- 34) Hussey, *op.cit.*, p. 73.
- 35) María Jesús Matilla Quiza, *Compañía Guiquizcoana de Caracas*, en (*"Enciclopedia de Historia de España dirigida por Mifuel Artola"*, V, *Diccionario temático*, 1991, Madrid : Alianza Editorial), p. 284.
- 36) Hussey, *op.cit.*, p. 76 et seq.
- 37) Hussey, *op.cit.*, p. 122 et seq. ; Matilla Quiza, *ibid.* ; Morón, *ob.cit.*, p. 201 y sgtes.
- 38) Hussey, *op.cit.*, p. 156 et seq. : Caracas Company, in (*"Historical Dictionary"*), p. 140.
- 39) Matilla Quiza, *ob. cit.*, p. 284 y sgte.

IV 「カラカス会社」の構造

1 前述したように、「カラカス会社」の構造について、その設立を特許した1728年の勅令はまったく触れておらず、同年11月17日に開催された県議会で採択された規則に定められている。その規則は、正確には、「この王立会社の経済的統治および指揮のために定められた規則—リアル・コンパニア・ギブスコアナ・デ・カラカスの設立の勅令および良き統治の経済的規則—1765年マドリード」(Reglas establecidas para el Gobierno económico, y Dirección de esta Real Compañía—Real Cédula de fundación de la Real Compañía de Caracas y de Reglas económicas de buen gobierno—Madrid 1765—Biblioteca de A. G. I.) という⁴⁰⁾。この規則は、短い前文に続く24の条項からなり、その分量は多くなく、この会社の設立を特許した勅令の分量の半分以下である。本稿では、この規則を「規則」と略称しよう。

なお、この「会社」設立当時、商法典制定のはるか前で、また、その制定まで、商法に代わる法源として、スペインで用いられた「ビルバオ条例」の制定よりも前で、他に成文法源はなく、この「規則」にもつばらよらざるをえなかったものと思われる。もっとも、その内容に、今からみれば、不備な箇所が散見される。会社制度、とくに交易会社あるいは拓殖会社の制度に不馴れな状況における「規則」制定であっただけに、やむを得ない

「カラカス会社」の素描

ことであった。そのためであろうか、後述するように、会社の発足後、状況の進展に伴い、事が発生する都度、株主総会の決議などをもって、対応の手段がとられたようである。次に、会社法において、一般に論述される諸点について、順を追って叙述する。もっとも、設立については、勅令による設立であり、「規則」にも細かい定めはない。

2 「会社」の法人格について、「規則」に明文の定めはない。しかし。「商取引をなすべき会社の船舶」(規則 I)、また「この商取引が産出する利益は、すべて、会社に共同とすべきであり、会社の株主は自分のものとする事ができない」(規則 II)とあり、会社は出資者とは別個の存在であることを前提としている、と読み取れる。

次に、有限責任制について、「規則」に明文の定めは見当たらない。幸いにも、会社が債務超過におちいり、出資者である株主に対する責任追及がなかった。もっとも、「会社」は、事業用の資金不足に際して、借入れをなしている。たとえば、初代の取締役役に就任した者は、「会社」の発足にあたり、出資の他に資金を供与した上に、未払いの給与は「会社」への貸付金とされた⁴¹⁾。ところで、「出資者である株主」と記述したが、「規則」原文における「株主」は *interesado* である。この語は、直訳すれば、「利益享受者」である。株式を引受け、株金を払込んだ者を、現在、*accionista* とスペイン語でいう。この語の使用を回避したのは、まだそのような用語に馴染んでいなかったためであろう。また、「社員」(*socio* もしくは *asociado*) の語を用いなかったのは、「カラカス会社」が結社契約による会社ではなかったからであろう。

3 会社への出資について、「株式」の発行が定められていた。株式について、*Accion* の語が用いられている。これは、スペインの現行法と同じ用語である。この株式の株金額は 500 ペソとされ、株金額は均一であった

「カラカス会社」の素描

(規則 III)。株式の引受けを希望する者は、会社の取締役役に株式数、氏名などを通告し、払込む、その手続きについて細かく定める。そして、「会社の基金のために必要とみなされる 150 万ペソ」(規則 IV)をも定めている。これが「資本金」を意味しているようでもある。もっとも、別の条項で、「船舶の第一回の航海をなすのに十分な基金を受け取ると」と定めており(規則 VI)、設立時に基金の総額の引受けを予定していなかった、と思われる。実際はそうであった。基金の予定額というか、目標額は、上記のように 150 万ペソであったが、出資の申込み状況が見込み程でなく、「会社」は、応募が目標額に達しないまま、見切り発車のような形で「会社」は発足している。1733 年の「基金」額は約 70 万ペソで、目標額の半額に達していない。その後、1751 年に倍額増資があったが、増資額は、それまでの基金の額と同額であり、これでも約 140 万ペソであり、150 万ペソを超えたのは、カラカスなど、現地の商人たちの 13 万 5 千ペソの出資の後であった⁴²⁾。

株式の譲渡制について、「規則」は、その可能性を前提として、譲渡の細かい手続きを定めていた(規則 V)。

4 この会社の機関として、取締役(Director)、株主総会(Junta general de Interesados)、会計検査役(Revisor de Cuentas)が定められていた。これは、19 世紀の商法典の株式会社の機関の構成と同じである。

株主総会は、会社の経済的統治、その商取引、および航海に適切と判断する規則を定め(規則 IX)、簿記、現金出納および譲渡について勘定方が遵守すべき規則を定め(規則 X)、取締役を選任し(規則 XX)、取締役、会計検査役、勘定方、その他の従業員の給与を定め、会計検査役を選任し、会計計算書の作成される時期を指定し(規則 X)、ならびに、会社の運営に適切と判断するとき、取締役およびその他の従業員を更送する(規則 XI)、利益配当について決議する(規則 XIV)など、会社の指揮および運営に関

「カラカス会社」の素描

して一切のことを決議する（規則 VI）。このように、株主総会を通して、株主の意思が会社の経営に反影することが認められており、ある程度民主的であった。

総会は、第一回目は、交易船の第一回の航海の発航の前に招集されることになっており（規則 VI）、その後は、毎年、一回、開かれることとされていた（規則 XIV）。もっとも、上記の発航前の総会は開かれず、数年間総会はなく、第一回の総会が開催されたのは、1733年である。その後も、「規則」の規定にもかかわらず、総会の開催は不定期であり、1749年、「規則」の XIV の遵守を求める要請に応じて、総会が招集された。その後も、数年おきの開催で、1773年の総会で、毎年、定日開催が決議され、1781年まで、ほぼ、この方針が守られた⁴³⁾。なお、「規則」には「5年毎」という規定があったが、それは、後述するように、会社の業務管理報告書の作成、総会への提出義務についてである（規則 XVI）。「会社」の取締役はそれと混同したわけではないであろう。

総会成立の定足数について規定はなかった。1734年に開かれた総会の出席者名簿が残されている。持ち株8株で1議決権が与えられることとされていたので、それから、各人の出資額も明らかになる（文末の表、参照）。それを見る限り、少数者への株式の集中の現象はみられない。創立間もない時であったからであろうか。なお、8株未満の株主、すなわち、議決権のない株主の総会出席の取り扱いについて、「規則」に規定はなかった。

総会における議決権は、500ペソの株、8株の株金を払込む者に一票与えられた（規則 VII）、1株1議決権の原則はまだ認められていなかった。もっとも、多数の株式を保有する株主の議決権の数を制限する規定はなかった。代理出席は認められており、その手続きの定めがあった（規則 VIII）。ただし、代理人について、一万2千ペソに満たない株金の株主の代理人は、自ら投票する株主に限定され、1万2千ペソを超える場合、換言すれば、その持ち株が24株、すなわち、議決権が3票以上の株主については、そ

「カラカス会社」の素描

の代理人に限定はなかった（規則 VIII）。

ギブスコア県、サンセバスティアンのコンスラードが「会社」の大株主で、「会社」の経営に参加することはなかったが、総会に出席するその代表者は総会の審議をリードしていた、と言われる⁴⁴⁾。

総会の議事録について、「規則」に規定はなかった。しかし、王室が大株主であったため、国王の事務官が、とくに、「会社」のマドリッド移転後は、記録を残している⁴⁵⁾。

5 取締役は、会社の設立時において、創立総会が開かれていないので、「規則」で5名指名されていた。いずれも、ギブスコアの住民であり、その給与も明示された。無論、増員、変更の可能性も留保されてのことである（規則 XXII）。事後、総会で任命と定められた（規則 XX）。任期について、また、その員数についても規則は触れていない。ただし、複数形で記述されているので、少なくとも2名と解する他ない。時期により、その員数は変動したようである。取締役は、その就任にあたり、県議会において、センセバスティアン市に居住すること、会社設立を特許する勅令、この規則、その他、株主総会が会社の経済的統治のために定める規則などの遵守を宣誓しなければならないことも定められた（規則 XX）。もっとも、この「宣誓の儀式」は、「会社」の本部がマドリッドに移転すると、その実施は事実上不可能となった。結局、「規則」の適用範囲はギブスコア県の範囲に限られている、という解釈で、「規則」XXを適用せず、県の代表あるいは総会の議長への宣誓に変えられた⁴⁶⁾。

取締役の資格要件として、就任後の居住条件は前述したが。商業実務の識見、信頼性、経営における能力の条件が定められていたが、これらは、抽象的内容である。むしろ、会社の株式16株の保有条件は厳しい資格要件であった（規則 XII）⁴⁷⁾。逆に、欠格事由として、同じ時に、一親等内の親族、二親等内の血族は、二名、理事に就任できないと定められた（規

則 XIII)。

取締役の職務権限は、当然ながら、会社の指揮・運営であって、船舶の艀装、建造、積荷の船積み、備品の購入にあたり、さらに、会計検査役を選任した総会に会計報告するなど、会社の指揮、運営に関するその他の事項を決定する、と定められた(規則 XIX)。さらに、船舶の士官、支配人、カラカス駐在代表、勘定方、などの任命にもあたった(規則 XXI)。重要事項について、取締役は参集し、意見が割れる場合、多数決、可否同数のときは、選任順位第一位の理事が決することとされた(規則 XVIII)。この規則の規定を見る限り、取締役の定期的集会は予定されていない。あくまでも、例外的な扱いである。しかし、会社本部のマドリード移転後、会社の経営の見直しの空気もあって、取締役の定期的集会で会社の業務の運営を協議することを、1752年の株主総会で決議している⁴⁸⁾。

取締役の義務として規則に定められたのは、5年ごとのその業務管理報告書の作成、総会への提出である(規則 XVI)。今一つは、取締役の会社との利益相反取引の回避義務であり、後述する会計検査役も同じくこの義務がある、とされた(規則 XVII)。

取締役の責任について、取締役の規則違反の場合、総会は制裁金を課すことが定められていた(規則 IX)。問題は、計算書類の承認が取締役の責任免除を意味することから、計算書類の承認決議に取締役の議決権行使が認められるか、であった。規則はこれに触れていない。当時、論議され、差し控えるべきである、という内容の王令(Real Orden)が1738年の総会で紹介されている⁴⁹⁾

6 会計監査に当たる機関として、会計検査役が置かれた(規則 XV)。この検査役は、総会が選任し(規則 XIX)、取締役の作成する会計書類の監査にあたる、と定められた(規則 XV)。取締役と同様、「規則」で、3名の会計検査役が指名された。3名とも、サンセバスティアン市の住民であり、

「カラカス会社」の素描

その給与も明示された（規則 XXIII）。

7 その他の役職として、一般に、secretario および tesorero が置かれることがある。これらは、現在でも、スペイン会社法では法定の役職ではなく、内部規則に規定されるのが通例である。セクレタリオは、直訳すれば「秘書」であるが、その果たす役割は総務部長である。テソレロは、「経理部長」もしくは「財務部長」である。「会社」の規則は、これらの役職に触れておらず、当初、取締役の数名がその役割を分担していたと言われるが、1739年の総会はこれらの役職の設置を決議した⁵⁰⁾。もっとも、現在、スペインでも、このような役職は、定款においてではなく、業務分掌規定のような内部規則に定めるのが通例のようである。

8 いまひとつ、「会社」の「規則」に規定されておらず、途中から置かれたものに、「諮問会議」がある。その原語は junta particular である。直訳すれば、「特別総会」であるが、株主全員が参加する、本来の「総会」との混同をさけるため、「諮問会議」と訳出する。これも「規則」に定めがない。しかし、「会社」の設立後、まもなく、取締役の一部と株主の一部をメンバーとして、会社の運営をめぐる懇談する形で発足し、断続的に続いたもので、それが株主総会の決議をもって、正式に認知されたのは、会社のマドリード移転の後であった。その役割はあくまでも諮問であって、決定機関ではなかった⁵¹⁾。

9 「会社」は特許により設立され、当然のことながら、設立を特許した「勅令」およびそれをうけて制定された「規則」に縛られていた。「規則」の変更にも、国王の了承が必要であったことはいうまでもない。その上、国王は大株主であった。しかし、国王からの会社の経営に対する積極的な干渉というか、口出しはなかったようである。無論、大事について、会社

「カラカス会社」の素描

の経営陣から国王に対して説明というか、報告がなされていたことはいうまでもない⁵²⁾。

- 40) この「規則」は下記に収録してある。本文に掲げた「規則」の名称に「1765年」と記してあるが、「会社」の設立を特許した「勅令」の表題にも「1765年」の記述があり、この「1765年」は、文書館への収蔵の年を示すものと思われる。なお、「規則」本文の前書きには、「同年11月17日に」とあり、設立特許の年と同年と解すべきであろう。
Rico Linage, *ob. cit.*, p. 277 y sgtes.
- 41) Garate Ojanguren, *ob. cit.*, p. 64 y sgtes.
- 42) Garate Ojanguren, *ob. cit.*, p. 63.
- 43) Rico Linage, *ob. cit.*, p. 194 y sgte. なお、1752年、「会社」の経営不振で利益配当の見通しが立たず、会社は総会開催を回避するため、大株主である王室に総会開催の中止の了承を求める交渉をしている。Rico Linage, *ob. cit.*, p. 197.
- 44) Rico Linage, *ob. cit.*, p. 237.
- 45) Rico Linage, *ob. cit.*, p. 244 y sgte.
- 46) Rico Linage, *ob. cit.*, p. 41.
- 47) この16株の保有要件は、従業員の中からの優秀者抜擢に対する障害であり、人材を広い範囲から選ぶことが出来なくなる、という批判が、当時あり、規則 XII の削除論までであった。
Rico Linage, *ob. cit.*, p. 35.
- 48) Rico Linage, *ob. cit.*, p. 61.
- 49) Rico Linage, *ob. cit.*, p. 66, p. 217. なお、経理の不正はあったようで、1756年から1758年までの総会で、使途不明金の追求があり、責任者であった取締役の持ち株および個人財産の執行の手続きが取られている。Rico Linage, *ob. cit.*, p. 68 y sgte.
- 50) Rico Linage, *ob. cit.*, p. 127 y sgte.
- 51) Rico Linage, *ob. cit.*, p. 137 y sgtes.
- 52) Rico Linage, *ob. cit.*, p. 252 y sgtes.

V 結び

以上、設立特許の1728年から正式に解散した1785年までの50余年、

「カラカス会社」の素描

存続した「カラカス会社」の「生涯」を素描した。その設立の背景は、当時の重商主義の考えの下で、経済の活性化を実現しようとするスペインの政策であり、「会社」の設立はその施策の一環であった。国王の出資の下で、沿岸警備、密輸船取締りの交戦権と同時に、対ベネズエラ交易の独占権が「会社」に与えられ、その経営は期待される。確かに発足後、その事業は順調にみえた。しかし、時代が悪かった。戦乱が重なり、スペインが大西洋の制海権を確保できなかったこと、これが事業に打撃を与える。加えて、スペインの植民地統治がやがて瓦解する前兆である、本国人と植民地人の対立に会社が巻き込まれ、これも現地の事業不振の遠因となる。そして、独占打破、商取引の自由という時代の大きな流れに押し流され、会社は衰退し、消滅する。

こういう状況において事業を展開した「カラカス会社」の推移およびその組織構造を瞥見した。先駆的の会社であったにもかかわらず「会社」は、その構造において、近代的の株式会社によくの点で対応するものを既に備えていた。列挙すれば、株主総会、取締役および会計検査役という機関の構成、出資に対する株式、株金の均一、株式の譲渡の可能、取締役の選任・解任などに及ぶ株主総会の権限の明定、取締役の責任の規定、利益相反取引の回避義務の規定、などである。反面、法人格について明文の規定がなかったこと、株主の有限責任が明定されなかったこと、議決権の行使に一定の株式の保有条件があり、一株一議決権の原則がなかったこと、取締役の就任に過大と思われる株式保有条件があったこと、取締役の任期の定めがなく、その信任の機会が皆無に近かったこと、「社長」ないし代表者の規定がなかったこと、など、不備と思われる箇所が少なくない。ともかく、株式会社に先駆する、ジョイント・ストック・カンパニーの一つの類型であった⁵³⁾。

一般に、近代的の株式会社制度に先駆する交易会社には、オランダ型、フランス型およびイギリス型があると説かれる。オランダ会社は専制的で

あったのに対し、フランス会社およびイギリス会社は比較的民主的であった、と言われる⁵⁴⁾。この「カラカス会社」は、スペインとして実質的に初の交易会社であり、王室の主導というか、庇護の下で設立される。その構造は、オランダ型の会社と比べると、比較的民主的であり、フランス型に分類できよう。それは、王朝の交替にともない、スペインの施策がフランスの考え方の影響下にあったことと無縁ではなかったからであろう。ともあれ、その組織構造は、物足りない箇所が多少あったにせよ、当時としては、優れたものであった、と思われる。

この「カラカス会社」の消滅後、ヨーロッパでは、ナポレオンの登場による戦乱にスペインは巻き込まれ、「スペイン帝国」は瓦解し、「カラカス会社」に続いてスペインで設立された交易会社も消失する。そして、19世紀に入ってからのスペインの商法典制定において、1807年のフランスの商法典が強く影響しているようであって、これらの交易会社の経験が立法において十分生かされたのか。それは、他の交易会社の研究も含めて、今後の研究課題の一つである。また、「カラカス会社」の不振に至った理由の一つは、ベネズエラ現地における本国人と植民地人の対立、摩擦であった。この事情は、スペイン人の植民地支配における高圧的な姿勢、本国の利益優先という略奪的な体制の結果であり、これに対して先住民および植民地人の抵抗があった⁵⁵⁾。これを飛躍させれば、近時のいろいろの問題にまでつながり、私としても関心をそそられる問題である。しかし、それは私の能力にあまるもので、私の研究の射程外の領域である。本稿ではその指摘に止めることにする。

53) Joint Stock Company, in (*"Historical Doctionary"*), p. 340 et seq.

54) 大隅, 前掲書, 8ページ, 以下。

55) カリフォルニア大学の教授であった Hussey の書物 (註4の(1)) は、1934年の出版であるが、筆を抑えているものの、この問題を意識していたようである。

「カラカス会社」の素描

別表 1734年のリアル・コンパニア・ギブスコアナ・デ・カラカスの株主総会に出席した（代理出席も含む）議決権保有株主の名簿

株 主 名	保有議決権数
El rey la reina	25
Provincia de Guipuzcoa	12
Marqués de Balmediano	1
Marqués de Narros	1
Bartholomé de Urbina	1
Francisco Antonio de Orbe	3
La Ciudad de San Sebastian	2
Consulado de San Sebastian	4
Joseph Miguel de Vildósola, director	5
Marqués y Marquesa de la Paz	2
Juan Bapta. de Iturralde, Marqués de Murillo	2
Juan de Goieneche	1
Francisco de Aldecoa	1
Manuel de Aguirre	1
Francisco de Eulate	1
Joseph Jacinto de Mendizabal	1
Universidad de Onate	1
Juan Manuel de la Mata Linares	1
Martín Joseph de Albisu	1
Dom Gregorio de Yunibarbia, director	2
Joseph de Lopeola, director	5
Cap.Fco. Antonio de Oquendo	1
Martín Ignacio de Elgorreaga[sic]	1
Juan Antonio Claessens, director	7
Carlos Andriani	2
Santiago de Irisarri	2
Martín de Arostegui	3
Gabriel de Laguna	1
Juan Bapta. de Echeverria	1
Francisca Carolena	1
Simon de Rispaldiza	1
Joseph de Aierdi, director	2
Pedro de Zavala	1

「カラカス会社」の素描

Phelipe de Aguirre	1
Duquesa de Arcos	1
Mariana Pérez Dardón	1
Michaela Ipenarrieta	2
Marqués de Casapontejos	4
Joseph de Arze	1
Juan Fco. García de Andoain	1
Manuel Joseph de Echeverría	1
Juan Angel de Echeverría	2
Francisco de Arco	1
Juan Miguel de Laviano	1
Juan Phelipe de Anssa	1
Juan Claessens	1
Juana de Lazqueti	1
Raphael de Eliza	1
Francisco de Eslava	3
Joseph de Yarza	3
Cathalina Bapta. De Astigarraga	1
Juachin Pérez	1
Joseph Lazcano	1
Joseph Anto. Arbaiza, revisor	1
Martín de Zavaleta	1
Mateo Martiarena del Barranco	1
Nicolás de Echeveste	1

出所：Garate Ojanguren, *ob. cit.*, p. 73 y sgte.